

# ケース スタディによる「中立」概念の本質と

## その法的性格の研究……(四)

——鎖国の国際法上の位置づけ (2)——

大 西 公 照

### 一 はしがき

二 中立国日本(一八五三—五)における交戦国どうしロシア(プチャーチン)と英国(スターリング)の鉢合わせと国際法

三 日露条約(一八五四)、日英条約(一八五四)に表われる中立概念と現代の中立法

### 一 はしがき

鎖国の国際法上の位置づけ……(1)<sup>(i)</sup>に続いて、ここでその(2)を発表する。(1)では主として、鎖国が、国際法上の中立を意味するものであり、世界史の上で最後の宗教戦争(一六一八—一六四八)といわれる三十年戦争下に勃発し、当時ヨーロッパ各国とも、この戦争の余波から離れ、局外中立を保つことが、自国の利益につながるのと立場から中立政策をうち出しており、日本もご多聞にもれず、その例外ではなかったことを例証した。

本篇では、この中立政策が幕末に至り、英、仏、露との関係において、どうその本質をあらわにしてゆくかを、主とし

て国際法上の立場から、現代の中立法との対比において、時代をクリミア戦争下（一八六三—六七）に搾り、その法的性格をいくらかでも浮かび上げさせ、その位置づけを探ってみようとした。

頁数に制限のある論文であり、史料の紹介のみが、ヤットのところで終わらざるを得ないが、回を追ひ、その核心に触れてゆくことにしたい。

## 注

(1) 大西公照 ケース スタディによる「中立」概念の本質とその法的性格の研究：(四) 鎖国の国際法上の位置づけ (1) — (法政論叢十六卷、八〇—九五頁)

## 二 中立国日本（一八五三—五）における交戦国どうしロシア（プチャーチン）と英国（スターリング）の鉢合 わせと国際法

ロシアの南下政策は伝統的なものであり、その本質は政治的というよりも、むしろ経済的要請によるものとした方が当を得ているように思われる。

バルカン半島は、元来、ゲルマン民族とスラブ民族の幅湊地であり、いわゆる汎スラブ主義とは一八四〇年頃を境として、ロシア人の一派チェック<sup>(2)</sup>人がその大同団結を合言葉として、オーストリアの一部ボヘミアより発し、生成して来ている思想で、多分に地政学的要請にもとづくものに外ならず、これが、集大成して一挙にロシアに流れ込んだ政治的、民族主義的、国家的コロラリーであり、ゲルマン主義もオーストリアをその起源地としている。

後年展開される第一次世界大戦も、もとはと言えば、この両主義の対立に根ざしたロシア、オーストリアの対立であった。

しかし、この入り混んだ雑多な幅濶地オーストリアをめぐる諸紛争も、その起因は、結局するところ歴史的には、トルコによる十六世紀から十九世にまで及ぶ全バチカン半島の統治にあったとみるのが至当である。

トルコは一四五三年東ローマ帝国を滅ぼし、その首都をコンスタンチノーブルに置いていた。非キリスト国家がアジア、アフリカ、バルカン(ヨーロッパ)の三大陸にまたがる一大帝国を建設した<sup>(3)</sup>ということだけでも、驚異のことに属するであろう。

とにかくこの三百年間バルカン半島は、政治的にも、経済的にもトルコ帝国の制圧下におかれた。ロシアが如何に黒海沿岸地をロシア帝国の穀倉地(Granary of Russian Empire)だと称してみても、その出口がトルコ帝国の扼するボスフォラス(Bosphorus)、ダーダネルス(Dardanelles)の二海峡に依存せざるを得ないので、必然的にこれと戦わざるを得なくなる。今でもロシア重工業の七五%を生産するウラル・ドンパス重工業地帯<sup>(4)</sup>も、その交通路は、ここを通るか、カスピ海をわたり、イランを経るかの二つにかかっている。

もちろん、ロシアとしても、この難題の解決を、いつもが何時も武断政策、軍国主義のみに頼ったわけではない。ながい間には現今の日本のように、平和、平和を称えて解決しようとして苦闘した時代もあった。

例えば、十五世紀にモスコイ大公イワン三世は東ローマ皇帝最後の王コンスタンチヌス十一世の姪ソフィア(Sophia)と婚し、東ローマ帝国の紋章、双頭の鷲をロシアの紋章として受け入れ、自らを皇帝(Czar, Tsar)と称え、ギリシア正教の教主となり、コンスタンチノーブルをツァリゴロド(Tsarigorod)と称してロシア皇帝の都とし、一步退いた形で、彼の柔軟外交政策を貫遂している。然しこれらは、唯一の例外で、その殆んどが武力戦争によるものであり、血なまぐさいもので彩られていることは周知のとおりである。

ここに登場するクリミア戦争も、その例外ではない。

当時パレスチナもトルコ領であった。トルコは従来より、一八四〇年来この中にすむローマ旧教徒に対する保護権を、フランスに移譲していた。

ここは、また宗教上、ロシアの後おしするギリシャ正教と、フランスのおすローマ旧教徒との争い地でもある。

クリミア戦争の発端は、ナポレオン三世がキリスト生誕地の神殿の鍵をローマ旧教徒の僧侶に管理させた(一八五二)ことより勃発した。これに対し、ロシアのニコラス一世は翌一八五三年メンシコフ(Mensikov)をトルコにつかわし、フランスのローマ旧教徒に与えたのと同じ権利を在パレスチナ、全ギリシャ旧教徒にも与えよと強談判させるに至る。

しかしこの強談判も、すでにトルコ国内に多種の特殊権益を設定していた英仏側の飲むところとはならず、遂にトルコもロシアの全要求を断乎拒絶するとの方向へと急展開、万策尽きたロシアは、一八五三年遂にトルコに宣戦、これをうけた英、仏は即座にトルコを援け、一八五四年ロシアに宣戦、ここにクリミア戦争の幕が切っておとされた。

この戦争は、然し、最初より局地戦の性格を帯び、大きなものとして、セバストポル(Sebastopol)で戦われたものが取り上げられる位に過ぎない。

この戦いでサルヂニアは、フランスを援け、難攻不落と言われたセバストポル要塞も攻城約一年にして陥落し、一八五六年パリ条約の名の平和条約が締結<sup>(6)</sup>される。

(一) 黒海を中立とし、その沿岸には、ロシア、トルコとも造兵廠を設けぬこと。更にこの地域のロシア軍艦の大きさと隻数を制限する。

(二) ロシアは保護国としての、モルダヴィア、ワラキアニ州を放棄し、ロシアとトルコの半属国であったセルビアは英仏両国の監視下におく。

(三) トルコは爾後ギリシア、ローマ旧教徒をイスラム教徒と同等に取り扱う。

とするものであった。<sup>(7)</sup>

プチャーチンが我が国にやって来たのは、実にこのクリミア戦争開始時期<sup>(8)</sup>であった。一八五三年七月一七日長崎に来航した彼は、翌安政元年（一八五四）正月八日長崎を去り、替って同年三月二十三日、露艦長ポシエットが再び長崎を訪問、当時の長崎奉行筑後守に対し、前年プチャーチンと接触していた筒井肥前守、川地在衛門尉の消息と、その時の返事の如何をたずねている。しかし幕府の統一見解は、この時より一年も前の一八五三年（嘉永六年）三月二十日付、阿部老中名で公布されており、当時としてポシエットにたずねられる必要のないものであった。

その書面によると

「書面、論<sup>き</sup>し振りの儀、見込みの通り御委任なされ候。尤も湊の義、大坂は御取締り枢要の場所につき、相成り難き段何様にも相断り、長崎并びに下田・箱館へ、船を寄せ候義、御許容なざる可く候。薪水・食料、其の外欠乏の品相渡し、代物の義、無益の玩物のみ受取り候ては、御国内の疲弊に相成り候間、謝物として金銀受取り申す可く、漂民撫恤・修復等差免し、北地境界の義は、最早見分の者出立いたし、来る卯年（安政二年）は治定の御取極め相成り候筈につき、通信・通商等は、其の上にて、対談に及ぶ可き旨、申し論し候様致さる可く候。其の外支配向きの者、差遣はし候義は、伺ひの通り心得らる可く候事。<sup>(9)</sup>」

当時の幕府も大体この考え方にのっとり、中立国として、交戦国軍艦を遇していることになる。

当時云われた北方領土問題については、安政元年三月十九日、次のような伺い書を阿部正弘老中にさし出している。

先達て蝦夷地の儀につき、堀織部・村垣與三郎内々申し上げ候書付御下げなされ候間、存じ寄りの趣、御書取案に認め、差上げ候処、右兩人申し上げ候趣は容易ならざる事にて、私共儀魯西亜人え追々応接も致し、殊に右御用も取扱い罷り在り候儀につき、篤と申し談じ、いづれも心底を残らず見込みの趣、連名を以て、早々相伺ひ申す可き旨、織部、與三郎え相達し候間、得と熟覽を遂げ、後弊これ無き様取調べ申し上ぐ可き旨、御書取を以て仰せ聞けられ候。

此の儀御書取の儀、畏り奉り候。然る処、堀織部・村垣與三郎内々申し上げ候書付、先達て御下げなされ候節、私共篤と熟覽を遂げ談判仕り候処、見込みの趣、尤もに相聞え、宣しかるまじくと見居る候個所もこれ無く、さりながらカラフト島の儀は、魯西亜人え応接仕り、成る可きたけ復古の論に申し諭す可く候由、又は在来の形に復し申す可き由の文言も相見え候へども、地続きにて境界相立ち、ゆくゆく不取締りに相成り候ては、御失体につき、魯西亜え遣はされ候ても然る可きやの趣申し上げこれ有り、魯西亜え遣はされ候はされ候方の意強く相聞之候間、同国の者共、カラフトを奪い申す可しとの存じ寄りは、従来の儀につき、理を尽し弁を究め、永代動きなき御国地の物に仕り候見込みにて、戦争に及ばず、穏やかを主と致し候故、先づは魯西亜え属し候様の次第に相成る可きを、棄て地に致し申す可くとの見込み重に候はば、万一速やかに藩離の地を失ひ、魯西亜人蚕食の心を長じ候様の弊をも生じ申す可きやとの廉懸念仕り候。しかし此の節の勢ひにては、未長く持ちこらへ候儀覚束なく候間、在来の通り居る置き申す度く、さりながら右らの思慮を尽し候て、追つて申し上ぐ可き趣に認め差上げ、其の余の廉々は、如何と心付き候次第もこれ無く候間、いづれとも申し上げざる儀にて、元来了簡を御尋ねなされ候につき、元より心底を残し候儀は御座なく候。且つ魯西亜人と追々応接仕り候始末は、後来の見合いにもこれ有り候間、悉く書面に致し申し上げ置き候処、右書面をも御下げこれ有る事と相見え、必用の個所は、織部・與三郎進達の書面に書き載せこれ有り、別に申し談ず可き廉も御座なく候処、兩人申し上げ候通り、見越しの儀にて、見越しの儀は

御国内小事にても、間々存外の儀これ有り候事故、未だ定まらざる見越しの儀に御差図は相成り難き筋は、其の趣をも差含み、御書取案取調べ申し上げ候儀にこれ有り、織部・與三郎見込みの趣は、必ず兩人内実慥なる手答へもこれ有り候故、御差図をも相願ひ候儀にこれ有る可く候へども、ただ一事を挙げ申し候へば、エトロフ、クナシリ二島、箱館湊等は、速やかに御用地に仰せ出され候つもりに申し上げこれ有り候へども、存外彼の地え参り候節、不取締り等甚だしくこれ有り候節は、松前・蝦夷地一円速やかに上地仰せ付けらる可き次第に成行く可きも計り難くと申す訳故、見込みの趣は、筋なく聞へ候事ながら、彼の地え参り候上ならでは、此の節より動きなきものとは相決しかね申し候。

元来今般の御沙汰これ無く候とも、掛かかりの儀につき、心の及び候だけは申し談じ、及ばずながら力をも尽し候つもり厚く相心得居り候儀につき、昨十八日も打寄り、包まず唯今までの手続き其の外悉く申し談じは仕り候へども、前書の次第懸念仕り候儀は勿論、強ひて連名仕り候ては、かねて取調べ差上げ候御書取案の趣とは相違に相成り候廉も出来仕る可きやにつき、此の段御内慮相伺ひ申し上げ候。

三月十九日

以上

筒井肥前守

川路左衛門尉<sup>(10)</sup>

この中で注意すべきは、相手がなかなか理にうといので、サハリンは今のままにして（日本の領有の）おいて結構と述べており、棄て地にするには、一寸まずいと述べているクダリである。

三月二十三日長崎来航のポシエットが幕府に提出した書類も凡そ次のようなものであった。

大日本国の貴官筒井肥前守さま・川路左衛門尉さま両大臣に呈す。

第一月二十四日（我が正月八日）我れ長崎港を去るに臨んで、当春北方に航する時、再び日本に來り、我が最も緊要なる存意に就き、日本政府に於て、如何んか処置せるやを認知せんことを告げ置きたり、然るに今次此の事を尋問するに、我が希望に反して、長崎奉行は、全く此等の附言を受けずと返答せり。

我れ、此処に時日を費すことを欲せざれば、今將さに北方に航し、第六月下旬（我が六月九日より同月十八日までに當たる）の頃、薩哈連のアニワ港に至るべし。此の地に於て両大臣の内、一員に會し、共に其の疆界を定むることを謀らば、我が望み誠に足れり。然るに我れ既に往時両大臣に告ぐる道理によるに、此の事件は決して遅延すべからざるを以て、もし両大臣の内、一員も彼の地に來會せざるときは、両帝国の疆界を、検査劃定する事は、己むことを得ず、ただ我一人のみに歸すべし。

蓋し精細に疆界を定むるによりて、其の最も近隣せる地に在りて、両帝国臣民の親交及び貿易に繋れる規則を建つる時期の復た遅引すべからざるを、日本政府に於ても、己によく領知すべし。此等の事に於ては、日本政府もとより其の信を踏み、総て貿易及び其の他の諸件に就きて、他の國民に准すべき所の規定は、魯西亞臣民の爲めにも亦かねて允准を受けんことを要す。

魯西亞及び日本に界ひする地を見分せるの後、兩國の疆界は、何等の地に在るべきやを、当夏に至り、日本政府に知らしむべし。

是れが爲に江戸海口に來るは、甚だ容易の事なり。然れども我が力の及ぶだけは、和親を調ふる事に意を尽し、且つ兩大臣の所望を心に記するを以て、此の行に在りては、江戸海口に入らず、他の一港を撰び、其の都を距ること遠からず処に至るべし。而して此の地に於て、両大臣の到るのを待ち、最後の會議を了せんとす。



我輩今日本海を航行すること、己に二年に至る。もし日本政府爰に遲疑して三年に及ばしむるときは、日本政府特に自己の為のみならず、我輩の為にも亦夥多の困難を起すべし。然るに是れに反し、両帝国の間に在りて親交の約定を為すは、方今避くべからざるの時勢にして、是れを定むるときは、従来躊躇して安んぜざる事件も、みなよく其の結局を得て、諸事道理に合なへる順序を受くることとなるべし。

希はくは両大臣、我が極めて尊敬の意を致すの誠を受け給はんことを。

エ・ポウチャーチン親筆

真訳カピテイン・ロイテナント(官名)・ポシシイト

千八百五十四年第四月十三日(我が三月二十八日)フレガット船パルラス(船号)<sup>(11)</sup>

ここは、サハリンの国境を決めることに力点がおかれている。

当時ロシアは前述のように、英仏と戦争中であり、日本としても中立国アメリカが前年、同じ中立国日本と日米和親条約を結んだからといって、国際法上おそれと、交戦国であるロシアに対し、中立国アメリカに与えたものと同じ待遇、条件のものが結べる筈はなかった。当時すでに欧米でも国際法の概念が殆んど定着しており、この書面の中で、「国際法上あまり強くは言えぬが、我が輩(ロシア側)のためにも亦夥多の困難を生じるのでよろしく」と述べている点でも、その点が容易に了解されるところである。

それか、あらぬかプチャーチンは安政元年八月三十一日、次のような一文を函館奉行に提出している。

ロシア帝のアデュタント・ゼネラル(官名)、フイーセアドミラル(爵名)、全権プチャーチン

ケース スタディによる「中立」概念の本質とその法的性格の研究：(四) (2) (大西)

大日本国の執政に、此の一翰を呈す。

我が長崎の港に至りし度、日本政府の貴官に告げしは、二ヶ月を経、アニワ港に赴くべしと。然るにロシア国とエケレス国、フランス国との不和ありしによりて、我が国の海浜を去り難きに及べり。爰を以て我、貴官にハカドマリ村より、以前の趣向を変ぜし事を告げり。我、此の旨意を前広に告ぐるを得ずして、日本御役人の蝦夷島に至り、遠路の苦勞を除かざるは氣の毒の至りなり。

日本海浜を退くべき事柄ありしに、最早其の事果て、箱館に來り、此の一書を江戸に送り、フレガット船に薪水・食料を貯へんとす。ただ日本貴官の証書により、ロシア船の要用を達せざらん事はあるまじ。日本政府の貴官と治定の談判を遂げんが為、此の地より直様大阪に赴くべし。今次赴く可き港を記するは、我彼の地に至る前、貴官彼の地に赴き、其の港に通詞相應の員数を遣はさるべし。日本政府の望み、江戸に於て治定の談判ありたしとならば、其の旨大坂に告示あらん事を願ふ。然らば速やかに江戸表え來るべし。

我れ執政に恭敬を尽す。

曆数千八百五十四年第十月（魯西亞の九日、和蘭の二十一日、我が安政元年八月三十日）

ここでは、ロシアも日本に対し、今は英仏と戦争下にあるとのことを公式につげており、然し我々は、それと無関係に、ただ薪水、食糧の便をのみ得たくて、この儀に及んだとしているのである。然しそれと別に厄介な問題が生じた。交戦当事国英国とロシアの船舶の中立国日本での鉢合わせである。

その機会は意外に早く訪れる。一八五四年九月七日英極東艦隊司令長官スターリングが突如長崎に來航、次の書を提出した。当時スターリングは対露艦隊司令長官として、クリミア戦争の相手国、ロシア艦隊、とりわけプチャーチンの行方

をさがし、あまねく極東を遊戈中であつた。彼が、長崎奉行に提出したレターは次のようなものであつた。

長崎の地長たる御奉行様え

(一) 大ブリタニアの女王の趣意にて、其の一身の向きと共に衆議一致して、彼の露西亞国より欧羅巴を押領するの手段あるを以て、欧羅巴の為防禦せんと欲して、魯西亞国に此の度軍を發出仕り候事柄につき、告知の書面写し差出し申候。此の儀承知下さる可く候。

(二) 此の軍については、経久の次第これ有り、相始め候事に候。

(三) 数多の軍勢既に合戦に差出し申し候。

(四) 魯西亞国の船勢等は、計策尽き果て、止むを得ず其の自己の港に引返しひそ潜み居り申し候。

(五) 魯西亞国の諸街数ヶ所か手に入れ、或いは荒廃せしめ候。将又魯西亞国の内トルコに境界せし所に於ては、即ちトルコに魯西亞の軍勢入込み候につき、伐退け候処、散々の敗色にて退去に及び候。

(六) 右の通りの趣意にこれ有り候間、今般決談いたし、魯西亞の船々皆は勿論、其の近方の商館に至るまで手に入れ候か、滅却いたし候心得に候。さて魯西亞国は、漸々其の境界を広め、サガリオン(今のカラフトの地名)及び蝦夷の千島にも及ぼし、頓て日本にも志ある事は、端的顯然の事に候。

(七) 大ブリタニア女王の趣意にて、海勢の大將として、私義東方海上に発軍の命これ有り、即ち此の一手の船勢只今此の地に罷り出で、尚右一件の為、外にも数多の船勢出掛け候儀に候へば、究めて度々日本の諸港に参り候儀これ有る可く、勿論是れは魯西亞の、軍船、或ひは右魯西亞方より奪はれ候船もこれ有り候時は、是れを防ぎ候為に候。勿論右等の為、御当国の港等に罷り出で候儀もこれ有り候事につきては、大ブリタニヤ国のみ趣意にこれ

無く、同国一致の向き、一同の趣意に候。此の儀御聞きに入れ置き候。

(一) 右様の次第に御座候へば、ブリタニア国奉行所の心得にては、親睦の旨を主とし、何卒日本国帝或ひは其の従属の高貴の方に対しての軍戦等の儀、心の及び候だけ相避け候様仕り度き志願に候。先づ斯くの如き心得にこれ有候につきては、余儀なき情合ひ御汲分け、日本御奉行所に於て御勘考下され、御当国港等に此の度の一件一身の者罷り出で候儀、御免許御座候様希ふ所に候。

右の訳合ひに御座間、然る可き様御含み、彼是都合よく相整へ、万端の御差図成し下され、万事差支へ御座なく候様相成り、当長崎港は勿論、日本国領の港及び其の他の場所に罷り出で候儀相叶ひ候様仕り度き心願に御座候。

ブリタニヤ女王の船ウケンセストル (Winchester) (船号) に於て

曆数千八百五十四年第九月七日 (嘉永七年寅閏七月十五日に当たる)

スコウト・ベイ・ナグト (官名)

大将ヤームス・スティルリンキ (James Stirling) (人名)<sup>(13)</sup>

当時も今も国際法上、問題となるのは、この場合交戦国、即ちクリミア戦争で正式の宣戦布告をし合っている英、露兩國が中立国日本で戦争をおっ始めはしないかとの危惧であったと言えよう。これについて水戸齊昭は、大いに心配しており、阿部正弘にその所見を聞いているが、それについて阿部は、筒井、川路の二人にその意見を述べさせている。水戸齊昭の所見とするところは、

魯西亞人と英吉利、御国地にて戦争等に相成り候節、心得方御尋ねにつき、取調べ候趣申し上げ候書付

筒井肥前守

川路左衛門尉

当月（十月）二日御渡しなされ候、水戸前中納言殿御書面拝見仕り候処、其の大要魯西亜と英吉利等敵に相成り居り、布恬廷<sup>ブチヤチン</sup>殺害等致され候へば、僥倖に候へども、魯西亜船日本地に居り候を承り、跡を慕ひ、戦争に相成り候節、布恬廷かくまひくれ候様とか、援兵を乞ひ候はば、面倒にて、魯西亜船下田え参り候ては不用心に存じ、浦賀内え乗込み、英夷逐ひ来り候も計り難く、御不安心に思し召し候由に御座候。<sup>(14)</sup>

のようであつたし、幕府のそれに対する答えは、

此の儀御沙汰の通りにて、私共も右の儀を如何いたし候はば宜しかる可きやと、かねて心配仕り候へども、元来御備へ向き相立ち申さざる内の事故、いづれとも彼等次第にいたし置き、力争は相成り難く候間、魯夷・英夷共内海え乗込み戦争に及び候儀を差留め候手段はこれ無く、さりながら成るだけは相当の御取扱ひいたし候つもりに勘弁仕り候所、布恬廷援兵を乞ひ候はば、魯・英二国に仇も恩もこれ無く、然るを願ひに任せ御国より援兵等差出し、兵端を開き候儀は相成らず候につき、余儀なく御断りに相成る可く候。然れども御国地にて戦争等これ有り候を、御見捨てには相成らず候間、英吉利え力を尽し、御国地にて戦争致さざる様申し諭し、夫にても、行届かず候はば、両国の存念に任せ候より勘弁も無く、右の通り取計らひ候とも、両国において後日相恨み候儀はこれ有るまじく、もし姿よく行届き候はば、両国のもの、御国の御仁恵を有難く存じ奉り候訳に御座候。かくまひくれ候様相願ひ候はば、降参いたし候も同様につき、其の節は兵器其の外をも悉く差出し、何事も相任せ、ただ一命を助け貰

ひ候訳にて、左もこれ無く候ては、御構ひなさる可き筋はこれ無く候。もし右の事実紛れなきにおいては、御国の風俗、右等の類、其の身の災害をも顧みず引受け候儀一種の土風にて、右を以て御国も強く、治まり方も宜しく候間、私共兩人魯戎応接方御委任これ有り候上は、右の廉を以て弁論を尽し、身命を捨て候て、追つて洋中にては兎も角も、御国地において戦争は相成らざる旨、かねて英夷え仰せ出され候御趣意に基づき相諭し、不行届きの節は日本士氣の程を示し、御国を英夷恨み申さず候様、一己の俠客風を以て、布恬廷を救ひ遣はし候はば、御国風にも相立ち、魯戎・英夷とも恨みを残し候儀もこれ有るまじくや。何分然る可くとの見居ゑもこれ無く、且つは余り策に尽きたるいたし方にて、必ず相当とは存じ奉らず候へども、差向き外に心付き候儀も御座なく候間、何卒前中納言殿（水戸齊昭）の御垂教を以て、然る可き御沙汰の程願ひ奉り候。<sup>(15)</sup>

のようなものであったという。

しかしこれらの危惧はある程度適中している。

ともかく極東艦隊司令長官ゼームス・スターリング卿は、一八五四年（安政元年）七月八日ロシア極東唯一の港カムチャツカ半島南東端にあるペトロパウロスクを砲撃し、その足で同七月十五日に長崎に入港したものであった。

なぜペトロパウロスクを港外より数発砲撃しただけでええ、急遽長崎にかけつけたのであろうか。その答えは簡単である。

要するにスターリングの求めてやまなかったプチャーチンが長崎港にいるとのしらせを受けた為である。<sup>(16)</sup>

然し彼が急遽長崎港にかけつけた時は、港内は藻抜けの空で、プチャーチン一行はとくに引き上げた後であったと言

注

(2) Palmer, R. R., *The modern World* (1976) P. 725.

ソ連の現在の人口構成については次のようである。資料は NZBECTHR による。

民族別人口構造

(単位千人)

民族名	1970年		1979年		対1970年 増加率
	実数	%	実数	%	
全人口	241,720	100	262,085	100	4.8
ロシア人	129,015	53.4	137,397	52.4	6.5
ウクライナ人	40,753	16.9	42,347	16.1	3.9
ウズベック人	9,195	3.8	12,456	4.8	35.5
白ロシア人	9,052	3.7	9,463	3.6	4.5
カザフ人	5,299	2.2	6,556	2.5	23.7
タタール人	5,931	2.5	6,317	2.4	6.5
ルアゼバイジャン人	4,380	1.8	5,477	2.1	25.0
アルメニア人	3,559	1.5	4,151	1.6	16.6
グルジア人	3,245	1.3	3,571	1.4	10.0
モルダビア人	2,698	1.1	2,968	1.1	10.0
タジック人	2,136	0.9	2,898	1.1	35.7
リトワニア人	2,665	1.1	2,851	1.1	7.0
トルクメン人	1,525	0.6	2,028	0.8	33.0
ドイツ人	1,846	0.8	1,936	0.7	4.9
キルギス人	1,452	0.6	1,906	0.7	31.3
ユダヤ人	2,151	0.9	1,811	0.7	-16.0
チュワシ人	1,694	0.7	1,751	0.7	3.4
ダゲスタン人	1,365	0.6	1,657	0.6	21.4
ラトビア人	1,430	0.6	1,439	0.5	0.6
バシキール人	1,240	0.5	1,371	0.5	10.6
モルドワ人	1,263	0.5	1,192	0.5	-6.0
ポーランド人	1,167	0.5	1,151	0.4	-1.4
エストニア人	1,007	0.4	1,020	0.4	1.3
朝鮮人	357	0.1	389	0.1	9.0
ジプシー	175	0.1	209	0.1	19.4

(3) Op. Cit., P. 41, 68, 103. と Ottoman Empire P. 174—6, 180 に Extent of Empire が論じられている。

(4) 大西公照 中立の論理 二五—七頁。(サンケイ 大手町ボックス)

ケース スタディによる「中立」概念の本質とその法的性格の研究：(四) (2) (大西)

(5) 前掲書 五一—二頁。

(6) 前掲書 五一—四六頁。

(7) Briton, C., Christopher, J. B., Wolf, R. L. (1980) P. 374—5, 380 A History of Civilization 一五三六年、フランスはオットーマン帝国に世界最初の Capitulation を設ける条約を結んでいる。

これはフランスのトルコにおける売買権と同じ条件をトルコのドミニオンにも認めさせるとするもので、トルコ駐在フランス領事がトルコ内でのフランス人の全民刑事裁判権を握っていた。

いわゆる属人法のハシリである。トルコはまた、ながい間十字軍にねらわれていた聖地の保護権を、フランスに与えており、この権利をクリミア戦争まで継続させている。

(8) 東大史料編纂所編「大日本古文書幕末——関係文書」之七 又は近世日本国民史四 平泉澄、校訂、徳富蘇峰著によった。(二宮、徳富蘇峰館蔵)

(9) 同書 三四頁。

(10) 三七—九頁。

(11) 四〇—四二頁。

(12) 四七—四八頁。

(13) 六〇—六二頁。

(14) 六七—六八頁。

(15) 六八—六九頁。

(16) このあたりの研究については次々篇ぐらいで追究する予定。その殆んどを近藤啓吾、大山梓教授更に義弟、慶応外科高野信篤医博、更にその次男塩崎公平の相続する徳富蘇峰記念塩崎財団(二宮)のご蔵書に負うものであることを付記しておく。

### 三 日露条約(一八五四)、日英条約(一八五四)に表われる中立概念と現代の中立法

一八五四年(安政元年)十二月二十一日下田で調印された日露条約及び付属書は次のようなものであった。



## 条約

魯西亞國と、日本國と、今より後、懇切にして無事ならんことを欲して、条約を定めんが為め、魯西亞ケイツル（皇帝）は、全権アヂュダント・ゼネラル、フィース・アドミラル、エフィミユス・プーチャチンを差越し、日本大君（將軍）は重臣筒井肥前守・川路左衛門尉に任じて、左の条々を定む。

第一条 今より後、兩國末永く眞実懇ろにして、各々其の所領におゐて、互ひに保護し、人命は勿論什物におゐても、損害なかるべし。

第二条 今より後、日本國と魯西亞國との境、エトロフ島と、ウルツプ島との間にあるべし。エトロフ全島は日本に屬し、ウルツプ全島、夫より北の方クルル諸島は、魯西亞に屬す。カラフト島に至りては、日本國と魯西亞國の間におゐて、界を分たず、是れまで仕来りの通りたるべし。

第三条 日本政府は魯西亞船の爲に、箱館・下田・長崎の三港を開く。今より後、魯西亞船難破の修理を加へ、薪水・食料闕乏の品を給し、石炭ある地に於ては、又これを渡し、金銀錢を以て報ひ、もし金錢乏しき時は、品物にて償ふべし。魯西亞の船難波にあらざれば、此の港の外、決して日本他港に至る事なし。尤も難破船につき、諸費あらば、右三港の内にて、是れを償ふべし。

第四条 難船漂民は、兩國互ひに扶助を加へ、漂民はゆるしたる港に送るべし。尤も滞在中是れを待つこと緩優なりといへども、國の正法を守るべし。

第五条 魯西亞船下田・箱館へ渡來の時、金銀品物を以て、入用の品物を弁ずる事をゆるす。

第六条 もし止むことを得ざる事ある時は、魯西亞政府より、箱館・下田の内一港に官吏を差置くべし。

第七条 もし評定を待つべき事あらば、日本政府これを熟考し取計らふべし。

第八条 魯西亞人の日本国にある、日本人の魯西亞国にある、是れを待つ事緩優にして、禁錮することなし。然れどももし法を犯すものあらば、是れを取押へ処置するに、各々其の本国の法度を以てすべし。

第九条 両国近隣の故を以て、日本にて向後他国え免す処の諸件は、同時に魯西亞人にも差免すべし。  
右条約

魯西亞ケイズルと、日本大君と、又は別紙に記すごとく取極め、今より九個月の後に至りて、都合次第、下田に於て取替すべし。是れによりて兩國の全権互ひに名判致し、条約中の事件、是れを守り、双方聊かの違変あることなし。

安政元年十二月二十一日

筒井肥前守 花押  
川路左衛門尉<sup>(17)</sup> 花押

なお、その条約附録は次のようなものであった。

### 条約附録

魯西亞全権ゼネラル・アヂュタント、フィース・アドミラル、エフイミユス・プーチャチンと日本国委任の重臣筒井肥前守、川路左衛門尉相定むる所の条約附録

第三个条 魯西亞人、下田・箱館に於て、市中近辺緩優に徘徊することを許すといへども、下田は犬走島より日本里数七里、箱館に於ては同五里を限りとす。尤も寺社・市店見物、且つ旅店取建てまでは、定むる処の休息所に至るといへども、人家には招待なくして決して立入る事を許さず。長崎に於ては、追って他国の為に取り極むる所に

従ふべし。且港ごとに埋葬所を取極め置くべし。

第五个条 日本にて役所を定め置き、品物渡し方、並びに魯西亜人持越したる金銀品物も、其所に於て取扱ふべし。魯西亜人、市店にて扱みたる品は、商人売買直段ねに依じ、船中持渡りの品を以て弁すべし。尤も役所に於て、日本役人取計らふべし。

第六个条 魯西亜官吏は、安政三年、曆数千八百五十六年より定むべし。尤も官吏の家屋並びに地処等は、日本政府の差図に任せ、家屋中自国の作法にて日を送るべし。

第九个条 何事によらず外民にゆるすところは、魯西亜人にも談判なくして、一同差許すべし。

右附録の事件、条約本文同様、是れを守りて違失なきため、両国の全権名判するものなり。

安政元年十二月二十一日

筒井肥前守 花押<sup>(18)</sup>

これを現代の中立法規と比較すると、三条は、箱館、下田、長崎の三港をロシアの為にひらくとしており、日本の為にロシアの港をひらくとの条項の欠如の意味で、今の日米安保条約、有り体に表現すれば、アメリカの為に、日本にアメリカ軍隊を置くとする条項と同じ法的性格を伴うもので、全く不平等条約ということになる。又交戦国軍艦が難破船と置き換えられている。

然し、中立国日本にての、交戦ロシア艦の薪水食料闕乏の品の受給、難破船の条項は、ハーグ海戦法規<sup>(19)</sup>

一四条 交戦国軍艦は、破損の為又は海上の状態に因る場合を除くの外、法定期間以上中立港内の碇泊を延長することを得ず。右軍艦は、遅延の原因止むときは、直に出発すべきものとす。

中立の港、泊地及領水に於ける碇泊の制限に関する規則は、専ら宗教、學術又は博愛の任務を有する軍艦に之を

適用せず。

一七条 交戦国軍艦は、中立の港及び泊地に於いて、航海の安全に欠くべからざる程度以上にその破損を修理し、且如何なる方法に依るを問わず、その戦闘力を増加することを得ず。中立国官憲は、実行すべき修理の範囲を定め、為し得る限速に之を行わしむべし。

一八条 交戦国軍艦は、其の軍需品又は武装を更新又は増加する為、及びその艦員を補充する為、中立の港、泊地及び領水を使用することを得ず。

一九条 交戦国軍艦は、平時に於ける軍需品の通常搭載量を補充する場合に限り、中立の港又は泊地に於て其の積入を為すことを得る。

右軍艦は、又最近本国港に達する為に必要な量に限り、燃料を積入るることを得る。中立国が供給すべき燃料額を定むるに付軍艦の燃料艙の全容量を補充するを許すの制を採れる場合に於ては、交戦国軍艦は、該中立国に在ては前記の量を補充するに必要な燃料を積入るることを得る。

中立国の法規に依り、軍艦がその到着より二十四時間の後に非ざれば石炭の供給を受くるを得ざるときは、法定の碇泊期間を二十四時間延長するものとする。

とほぼ同じ形であり、当時の条約として出色のものと言えようかと思う。

然し前述のように、ロシアは、クリミア戦争下にあり、英仏と交戦中で、プチャーチン乗船艦は、英極東艦隊司令長官スターリングの撃沈対象探索中の艦船の最上位にあったことを考え合わせると、当時、交戦国ロシアとしては、局外中立国の日本を何とかゴマかし、日、露とも中立国どうしの形で、ロシアのみの一方的救済を図ろうとしたことは疑いない。

三条、四条でロシア軍艦を交戦国軍艦とせずに難破船、難船漂民としているのも、その故と思われる。

六条は、機会があれば Capitulation の確立をと思惟したものであるし、八条は、当然のこととして所屬地法 (Lex Fori) 説を打ち出している。

当時の欧米における国際法の進展、及び普及度は次論文にゆずるとしても、六条はその意味で、もし止むを得ざる事情ある時はと一応うまくカムフラージュしていても、やはり日本に、共通国際法の普及がなされていないとの前提のもとに、日本に対し自国への一方的利益享受を強要したものとみるのが至当である。当時日本へは、オランダを通じ、いくばくかのグロチウス、バインカシェーク等の国際法の知識が断片的に紹介されたのみで、欧米人にとっていわゆる共通国際法の知識には非常にうとい国と思われていた。

その故にこそ、九条のような最惠国待遇が中立国どうしならいざ知らず、交戦国ロシアとの間にも適用されるとする不合理すらをも許してしまうことになっていったものとみてよい。

また交戦国ロシア船の日本への接近は、局外中立国日本にとり、当然中立侵犯の行為として、撃沈又は捕獲せられ、ただちに、第一回武装中立同盟(一七八〇年)頃より発生していた捕獲審検所 (Prize court) の審査対象とさるべきものであったし、この種の思想も、ロシア カザリン二世の発想によるもので、ロシアを主導とし当時より百年も前に欧米の間に着定していたものであることを考え合わせると、いとも不平等なこの種の条約がよくもこの日本に強制されたものと、ただ驚かざるを得ない。

ただ、このことが、徳川幕府としても、水戸齊昭等の要請もあり、国際法上の疑問を抱かせるに至ったと考えられるのであり、一八五七年遂に、日本国魯西亜国追加条約を締結させてゆく原動力となってゆく。ここにその全貌を紹介してみるのが、特に注意すべきは二六、二八条<sup>(20)</sup>である。



右船泊税の爲入港致し其積荷の全部或は其一部を陸上致さず或は他船に積着せしむる時は右船泊税取立不申事

以上船は碇泊税として百五十噸又四十二噸又三噸を相拂ひ百五十噸又は其以下の船は一トナリ又即ち九トナリを相勘申事

魯西亞國の商船船長及船上内にお着致し候船長及船上乗の者は魯西亞領事官を以て船名噸數船長及船上乗の者の各別並に積荷の品類及び其高を記したる申告を出し可申右領事官詰合無之時は其船長及船上乗の者直に地方の役人へ右の申告を差出可申候此申告は右港の初日即ち四十八時の内に差出し可申右期限の内に

第二條

向後貿易に用る船數又は合高は定限する事なく雙方協議を以て交易可致事

第二條

右船泊税の爲入港致し其積荷の全部或は其一部を陸上致さず或は他船に積着せしむる時は右船泊税取立不申事

右船泊税の爲入港致し其積荷の全部或は其一部を陸上致さず或は他船に積着せしむる時は右船泊税取立不申事

Статья III.

Отнын число судов и капитан употребляемые в торговлю и вь торговлю по взаимному соглашению Русских и Японских судов.

Статья II.

Открыть для иностранных судов другой порт coste нестер ли Симода, или других удобней для торговли.

het bepaald zal zijn besluten, dat dezelve of eene andere die voor den handel gunstiger is, geopend zijn.

Wanneer een Russisch schip in eene der genoemde havens zal zijn binnen geloopen, zal de Gezagvoerder of de supercargo zoo mogelijk binnen vier en twintig uren na aankomst, door tusschenkomst van den Consul, of wel by onafhankelijken van dien, onmiddelyk, aan de plaatselyke autoriteit, eene verklarung of manifest aanbieden, hetwelk zal moeten inhouden de naam van het schip, en van

Артикулъ 3.

Нет геталдер handelschepen is onbeperkt. Eene beperking van den handel tot eene zekere geldsom heeft plaats, en alle catvaki dугутъ произвоидитца по взаимному соглашению Русских и Японских судов.

Артикулъ 2.

Отнын число судов и капитан употребляемые в торговлю и вь торговлю по взаимному соглашению Русских и Японских судов.

The anchorage money is to be paid even when a vessel has entered the port not for the purpose of trade, but has been staying in it longer than 48 hours.

When a Russian merchant vessel arrives in one of the above mentioned ports, the captain and supercargo is bound to present through the Russian Consul, or where there is not one, to deliver himself to the local authorities, a declaration comprising the name of the ship, its tonnage, the name of the captain or supercargo, as well as the sort and quantity of goods brought by

III. When a Russian

II. In future the number of ships, or the amount of money employed in trade will not be limited, and all commercial transactions will be done by the mutual consent of both parties.

II. In future the number

II. In future the number of ships, or the amount of money employed in trade will not be limited, and all commercial transactions will be done by the mutual consent of both parties.

ケース スタディによる「中立」概念の本質とその法的性格の研究…(四) (2) (大西)

第六條  
接船の爲或は荷物を揚卸致し候爲相雇ひ候小船或は諸職人  
は其爲日本地方の役人にて相  
定められたる者より相雇ひ可申  
此小船等ハ蒙て定められたる場

第六條  
航海の途中他國の港に到り新  
に難荷致し再ハ入港致し候船  
は致て此例に非ざる事

第五條  
魯西望の商船日本の一港に到  
對致し候泊税を相拂ひ候上は  
他港に相廻り候共最初の港に  
て與へたる請取書を差出し候  
のみにて再ハ候泊税相拂ふに  
不及候事

第四條  
商船の船長其船着港の後四十  
八時間にて右告書を差出さる  
時は怠り候一日毎に六十五  
「ルーブル」五十「ルーブル」の  
過料金を可差出候先過料の高  
は二百六十六「ルーブル」を  
越へ中間敷候事

第五條  
運上所にて右候泊税取扱候ハ  
ハ請取書差遣し又難荷陸上免  
取差遣し可申事

Статья VI.  
Лодки португальския или бы-  
ндровския, выгружая и на-  
гружая товары; а также и  
прусские лодки дакия буре  
наннаемых тою изъ числа  
назначенных на селъ пре-  
дета

Статья V.  
Приходящая въ Японію  
Русскія суда, ввезя въ пер-  
вую пошвенную, или по-  
вторично ввезя дженгъ,  
но только прельманія вы-  
данную имъ въ первую  
порту русскія. Само со-  
бою разумется, что это не  
относится ко судамъ, входя-  
вшим во время пути въ  
порты арунхъ Лоуларгъ  
и принявшихъ тамъ новіе  
товары.

Статья IV.  
За непорочною, томя-  
рацію поскъ 48 часовъ пре-  
дваренія кунесекато гунна  
въ порты, Кантангъ попер-  
гаестъ ежемечной пенн въ  
65 руб. 50 коп. [шестидесятъ  
пять рубль пятьдесятъ ко-  
пекъ]; но пенн эта въ со-  
кнотн не можеть прева-  
шуть 266 руб. [ахтъ сотъ  
шестьдесятъ шестн рубль].

Статья IV.  
Въ навангетъ ванъ нелъ бевъс  
беталдъ зынъ.  
На онвангетъ ванъ нелъ бевъс  
ванъ беталдъ томгелденъ, залъ де  
Гезагвоердер онмиддълкъ метъ  
лоевенъ сенъ навангъ кунненъ  
немненъ.

Статья VI.  
Indien men vaartuigen  
huurt om te lossen of te laden  
of te boegeren; zoo zal men  
aanstellen en koelis nemen die  
als zoodanig geregistreerd zyn;  
deto en alle sloepen, zullen op

Статья V.  
Indien in een der openge-  
stelde havens eenmaal tongel-  
den betaald zyn, en de schepen  
van daar na eenigen tyd naar  
de andere opengestelde havens  
vertrekken, behooven de ton-  
gelbetalden niet andermaal betaald  
te worden, wanneer de Gezag-  
voerder de kwitantie daarvan  
zal hebben vertoond.  
Deze bepaling zal geen  
betrekking hebben op schepen,  
die tusschen tyds, een vreemde  
haven binnegeploopen zynde,  
alwaar eenige nieuwe lading  
hebben ingenomen.

Статья IV.  
In geval het manifest of  
verklaring door den Gezag-  
voerder niet binnen de acht  
en vertig uren na aankomst  
worden ingediend, zoo zal de  
Gezagvoerder eenne boete betalen  
van 65 Koebels 50 kopetke  
(zes en zestig Koebels vyftig  
kopetke), voor ledere dag ver-  
zuimen, doch zal deze boete in  
geen geval meer dan 266  
Koebels (twee honderd zes en  
zestig Koebels) belopen.  
Indien door den Gezag-  
voerder een valsch manifest  
worden ingediend zoo zal  
666 roubles, and for unloading  
the cargo without licence, be-  
sides the aforesaid penalty, his  
Indien gelost wordt voor  
dat het manifest is ingediend,  
zullen de geloste goederen ver-

Статья IV.  
The Custom-House having  
received the anchorage money  
is bound to give a receipt, and  
to allow at the same time the  
unloading of the ship.  
IV. If the captain of a  
merchantman does not present  
a declaration during the first  
48 hours after his arrival in  
port, he will have to pay a  
penalty of 65 roubles 50  
copies for each day, which is  
not to exceed 266 roubles.  
In case of a false declara-  
tion, the captain will be fined  
666 roubles, and for unloading  
the cargo without licence, be-  
sides the aforesaid penalty, his  
goods will be confiscated.

VI. Boats employed in  
towing vessels, loading, or dis-  
charging goods, and all sorts  
of workmen are to be hired  
from the number appointed  
for that purpose by the local

It is understood that this  
rule does not apply to vessels,  
which during their voyage,  
enter and take new cargoes in  
ports of other nations.  
VII. Russian vessels having  
paid the anchorage money on  
their arrival in the first ap-  
pointed port, can go into other  
ports, without further payment,  
if they only produce the receipt  
given them at the first port.

It is understood that this  
rule does not apply to vessels,  
which during their voyage,  
enter and take new cargoes in  
ports of other nations.

It is understood that this  
rule does not apply to vessels,  
which during their voyage,  
enter and take new cargoes in  
ports of other nations.







「コークス」に相定の計算致し  
可申候

秤量尺度等の開港場各所に於  
て其爲兩國政府より任じ置候  
者にて夫々引換に相定可申事

總て武器類は政府の外は一切  
賣渡中間敷事  
第十三條

向後輸入致し候品物の内商人  
等に買拂ひ候事を禁ずる事要  
用なりと思ふ品物有之候節は  
總て武器類は政府の外は一切  
賣渡中間敷事  
第十三條

右品物を運上所にて買取可申  
事

第十四條

若し魯西亞の商船片を日本  
國に輸入致し候節は其物は  
取上犯人は右有害の商業を廢  
禁する魯西亞の法度に従て處  
置致し可申事

第十五條

金銀貨幣並に金銀地金の輸出  
可爲制禁候銀金したる物其並  
に金銀の細工物は此例にあら  
ざる事銅武器類馬具大和銅は  
日本政府にて買入たる品物或  
は注文したる品物の代のみに  
差違可申事

наперекъ на перепродажу  
оной. Или расчесть наате-  
ней можетъ, пропозодуться  
равны оныя. Именекъ та-  
леръ думатъ, съ позволенію  
Государства, Форминатъ,  
или оному рублю тридцати  
трихъ, конфинатъ Русской  
монеты; а мексиканскій та-  
леръ—думатъ, Форминатъ, на-  
тридцати нити пенсатъ, или  
оному рублю тридцати нити  
конфинатъ, сербра.

Вѣдъ, мѣри емокостъ и  
алнии будуть, сѣрени и он-  
ре, чѣни въ кажомъ, на-  
отрытихъ портовъ, лицаи  
назначеннии отъ оныхъ.  
Правителетъ.

Статья XIII.

Въ каго рода военная  
применяемость не можетъ  
продаваться частнымъ ли-  
цамъ, но только оному Им-  
ператорскому владѣтельству.  
Если бы владѣтельству нашо-  
екому Правительству нашо  
нужнымъ оставаться продажу

въ частныя руки какихъ  
либо невѣстныхъ ему вно-  
вляемыхъ Русскими  
инженерами. Русскими  
купцами товаровъ, то въ  
этомъ случаѣ товара сн по-  
купаются Таможенно.

Статья XIV.

Въ случаѣ ввоза Русскими  
судами опиума въ Японію,  
грудъ судна конфискуется и  
съ виновными поступаетъ  
по суду Русскихъ законовъ,  
столько насколько въ зако-  
нѣ сторого запрещено ихъ,  
применяю торговлю.

Статья XV.

Вывозъ изъ Японіи золота  
и сербра въ монеты, или  
снткавъ, запрещается, за  
исключеніемъ, позволенныхъ  
орининахъ, на чѣмъ,  
Мѣдъ, всякаго рода оръ-  
дѣя, кошачья кожа, шел-  
къ, коваръ матерія, ноль, нава-  
нѣкъ, Илато-ниевки, моргъ,  
только покупается за пред-  
метъ покупке или за ка-

leele van het Japanseh Gov-  
vernment afgetrokken worden,  
om de koeken van versmelting  
te vergoeden. Men zal ook  
spanische matten of pilhar  
matten, het stuk gerekend  
tegen de waarde van fl 2,50  
cent, of een roebel en drie en  
dertig kopjes; en met zilveren  
Mexikaanschen matten het stuk  
tegen fl 2, 55 cent, of een  
roebel en vijf en dertig kopjeska.

De gewigte, gewtang maat  
en lengt maat zullen in tegen-  
woordigheid van de Ambtena-  
aren der beide Rijken worden  
onderzocht en gekeurd, en  
beschikbaar worden gesteld in  
de opengestelde havens.

Artikel 13.

Orlogsbodsten in het  
algemeen zullen alleen aan het  
Japanse Gouvernement, maar  
niet aan de kooplieden mogen  
worden geleverd.  
Indien onder de voor de  
eerste maal aangebragte goo-  
deren, zich zoodanige bevinden

die het Japanseh Gouvernement  
will verbieden aan den koopman  
in te leveren, zullen dezelfde door  
de Geldkamer worden over-  
genomen.

Artikel 14.

Dewyl de Russische Re-  
gering, het schadelijke van den  
handel in opium inzende, dezen  
handel gestrengelyk verbiedt,  
zoo zal deze wet ook met kracht  
van toepassing zyn op Russi-  
sche schepen die met Japan  
handel drijven.

Artikel 15.

De uitvoer uit Japan van  
goud en zilver, zoo gemunt als  
niet, is verboden, met  
uitzondering van vergulde of  
gouden en zilveren voorwerpen.  
Koper, Sabels en toebe-  
hooren, Jambatonisikie, (zekere  
zyden stof) wapen rustingen,  
vuurwapenen, bogen met toebe-  
hooren, parrentuigen, en ver-  
dere wapentuigen, kunnen

Dutch florins, or 1 rouble 33  
cents, or 2 Dutch florins 55 cents,  
or 1 rouble 35 copecks.

The weights, the measures  
of capacity and length will be  
compared and fixed in each  
of the opened ports by persons  
appointed for this purpose by  
both Governments.

Artikel 13.

All articles of war  
are not to be sold to private  
persons, but to the Govern-  
ment alone.  
If in future the Japanese  
Government finds it necessary  
to stop the sale into private

hands of some imported goods  
unknown to it, they will be  
purchased then on account of  
the Custom-House.

Artikel 14.

In case Russian  
vessels shall import opium in  
Japan, their cargoes will be  
confiscated and the guilty will  
be dealt with according to the  
Russian laws, strictly forbid-  
ding that pernicious trade.

Artikel 15.

The exportation from  
Japan of gold and silver in  
coin or bars is prohibited, ex-  
cept gift objects or gold and  
silver manufactured wares.  
Copper, all sorts of arms,  
harness, silk stuff, under the  
name of "Yamatousiki", can  
only be exchanged for objects  
purchased or ordered by the  
Japanese Government.







XXXVI. The rights of neutrals, acknowledged by all civilized nations, oblige two belligerent States not to attack the ships of their adversaries in neutral ports, it is understood that in case of war between Russia and another nation, the Russian ships will not attack their enemies lying in Japanese ports.

XXVII. Russians residing constantly or temporarily in Japan, have a right to bring their wives and families to live in that country.

XXVIII. If in future it may be found necessary to alter or add any Articles to this Treaty, each of the Governments has a right to demand a revision of it.

The ratification of this Supplementary Treaty will be exchanged in 8 months, or as circumstances will allow. The copies in Russian, Japanese, Dutch, and Chinese languages, signed and sealed by those who have concluded this Treaty, will be now exchanged, and all the Articles are binding from the date of the signature and will be observed by the Contracting Parties faithfully and inviolably.

Aldas overeengkomen en gedeeld in Nagasaki, den 21 October 1857 van den Christelyke jaertelling, en het derde jaer der Reizing aller Russen Alexander den Tweeden, des vierden jaer van Beuzestra Loozaru Mannen-patopa en Goozokrua Heer-pocitkarao Akeranpa II Tpete, Ornybr 1/2 mu, nuu Ancei tseraprago roya, ero

Done and signed at Nagasaki the 21th October, in the year of our Lord, 1857, and the 3rd of the reign of His Majesty Alexander II, Emperor of All the Russias, or Zyue Majesty den Keizer aller beide partyen worden gehandeld.

Al de daarin opgenomen Artikelen zullen verplichtend zyn van af den dag der teekening en zullen vertrouwen. Beh eeran cero do-polnitseliano Traktata no-nyawoz, obiazatelnyu eny.

Done and signed at Nagasaki the 21th October, in the year of our Lord, 1857, and the 3rd of the reign of His Majesty Alexander II, Emperor of All the Russias, or Zyue Majesty den Keizer aller beide partyen worden gehandeld.

Done and signed at Nagasaki the 21th October, in the year of our Lord, 1857, and the 3rd of the reign of His Majesty Alexander II, Emperor of All the Russias, or Zyue Majesty den Keizer aller beide partyen worden gehandeld.

Done and signed at Nagasaki the 21th October, in the year of our Lord, 1857, and the 3rd of the reign of His Majesty Alexander II, Emperor of All the Russias, or Zyue Majesty den Keizer aller beide partyen worden gehandeld.

Done and signed at Nagasaki the 21th October, in the year of our Lord, 1857, and the 3rd of the reign of His Majesty Alexander II, Emperor of All the Russias, or Zyue Majesty den Keizer aller beide partyen worden gehandeld.

Artikel 26.

De regten van neutraliteit erkend door alle beschaaftde Natien verbinden twee oorlogvoerende Landen, om de schepen, liggende in de neutrale haven, niet aan te raken.

De Russen tydelijke of vast in Japan verblyf houdende, hebben het regt om hunne vrouwen en families mede te brengen.

Indien in vervolg van tyd het noodig zal worden geoordeeld om eenige Artikelen in het Traktat te veranderen, of ieder zulkas toelaten. Intuss-

De ratificatie van dit Supplementaire Verdrag zal worden uitgewisseld, geteekend, en geseald, door de partyen tusschen welke dezelve zyn overeengekomen.

Al de daarin opgenomen Artikelen zullen verplichtend zyn van af den dag der teekening en zullen vertrouwen.

Done and signed at Nagasaki the 21th October, in the year of our Lord, 1857, and the 3rd of the reign of His Majesty Alexander II, Emperor of All the Russias, or Zyue Majesty den Keizer aller beide partyen worden gehandeld.

Done and signed at Nagasaki the 21th October, in the year of our Lord, 1857, and the 3rd of the reign of His Majesty Alexander II, Emperor of All the Russias, or Zyue Majesty den Keizer aller beide partyen worden gehandeld.

Done and signed at Nagasaki the 21th October, in the year of our Lord, 1857, and the 3rd of the reign of His Majesty Alexander II, Emperor of All the Russias, or Zyue Majesty den Keizer aller beide partyen worden gehandeld.

Done and signed at Nagasaki the 21th October, in the year of our Lord, 1857, and the 3rd of the reign of His Majesty Alexander II, Emperor of All the Russias, or Zyue Majesty den Keizer aller beide partyen worden gehandeld.

Done and signed at Nagasaki the 21th October, in the year of our Lord, 1857, and the 3rd of the reign of His Majesty Alexander II, Emperor of All the Russias, or Zyue Majesty den Keizer aller beide partyen worden gehandeld.

Статья XXVI.

Права нейтралитета, признанные всеми цивилизованными народами, обязывают воюющие государства не нападать на суда, находящиеся в нейтральных портах.

Русские временно или постоянно проживающие в Японии имеют право приводить своих жен и семейства с собою.

Если в будущем окажется необходимым изменить или прибавить к этому Договору какие-либо статьи, то каждая из договаривающихся сторон имеет право потребовать пересмотра Договора.

Все условия настоящего Договора будут исполнены с первого же дня его подписания.

Все условия настоящего Договора будут исполнены с первого же дня его подписания.

Все условия настоящего Договора будут исполнены с первого же дня его подписания.

Все условия настоящего Договора будут исполнены с первого же дня его подписания.

Все условия настоящего Договора будут исполнены с первого же дня его подписания.

Все условия настоящего Договора будут исполнены с первого же дня его подписания.

Все условия настоящего Договора будут исполнены с первого же дня его подписания.

第二十六條

總て中立の國として遵守する局外中立の條理に由り家戰の兩國局外國の港に在て其敵船を攻撃する事はされは得ず。

日本國に常住或は一時住居致し候西亞人其妻子家屬を連れて來り候事可爲勝手事。

第二十七條

第二十八條

此追加條約の本體は都谷次第八箇月の後爲取替可申且此條約書は西亞日本兩國支那諸を以て相記し此條約を議定致し條約の名を記し印を關し今之を交換し締蓋の雙方堅く之を遵守し差頭不可有違背候事。

此追加條約の本體は都谷次第八箇月の後爲取替可申且此條約書は西亞日本兩國支那諸を以て相記し此條約を議定致し條約の名を記し印を關し今之を交換し締蓋の雙方堅く之を遵守し差頭不可有違背候事。

此追加條約の本體は都谷次第八箇月の後爲取替可申且此條約書は西亞日本兩國支那諸を以て相記し此條約を議定致し條約の名を記し印を關し今之を交換し締蓋の雙方堅く之を遵守し差頭不可有違背候事。

此追加條約の本體は都谷次第八箇月の後爲取替可申且此條約書は西亞日本兩國支那諸を以て相記し此條約を議定致し條約の名を記し印を關し今之を交換し締蓋の雙方堅く之を遵守し差頭不可有違背候事。

此追加條約の本體は都谷次第八箇月の後爲取替可申且此條約書は西亞日本兩國支那諸を以て相記し此條約を議定致し條約の名を記し印を關し今之を交換し締蓋の雙方堅く之を遵守し差頭不可有違背候事。

此追加條約の本體は都谷次第八箇月の後爲取替可申且此條約書は西亞日本兩國支那諸を以て相記し此條約を議定致し條約の名を記し印を關し今之を交換し締蓋の雙方堅く之を遵守し差頭不可有違背候事。

第二十六條

第二十七條

第二十八條

第二十九條

第三十條

第三十一條

第三十二條

第三十三條

第三十四條

第三十五條

第三十六條

とにかく日本は、一般に、従来鎖国対策をとって来た国なんだなんて言われているが、幕末に至りロシア、英国に攻めたてられ、逃げ場を失い、遂に、この日本は局外中立国なのですよと明示するに至させられたものとみるべきである。当時の国際法のあらゆる角度よりみて、日本は両交戦国にはさまれ、充分に中立法の適用を受けられる権利があるし、交戦国も非交戦国日本の中立を尊重する義務がある〔後にハーグ海戦条約（一九〇七）第一条となる〕とされるべき筈であったし、この場合日本としてはこの際交戦国軍艦が中立領水に於いて捕獲臨権捜査権の行使その他一切の敵対行為を行なうことは中立の侵犯を構成するものとし、厳禁する（同二条）とした立場をより明確に打ち出しても、よかつたものと思われる。

かくて英極東艦隊司令長官スターリングは長崎奉行水野筑後守に次の書面を出し、

九州の地 御奉行 水野筑後守様え

昨日（安政元年八月十三日）御直に承り候へば、先月七日（閏七月十五日に当たる）此方より差出し候書面の儀につき、御尋ねの筋もこれ有り、尚我が申し立ての儀につき、御決著出来候御任に御座候趣に候へば、何卒右一件につき、御決著の御模様仰せ示され下され候はば、大幸の至りに候。随つて我が軍船等罷り出で候日本の港御差図下され候へば、我が申し立て置き候諸般の事柄の為、都合よく感荷の至りに候間、此の旨又爰に申し立て候。適當謹言<sup>(21)</sup>

と述べ、条約案として



第一箇条　魯西亞の軍船及び其の他の国々の軍船、此の末大ブリタニヤと軍戦の事これ有る可く候。然るに大ブリタニヤの軍船事、斯かる場合に時に臨んで、此の末の箇条に出し候事柄に於ての外、矢張り是れまでの通り、日本の港に入り候儀相叶はざる事に候やの事。

第二箇条　大ブリタニヤの軍船事、魯西亞の軍船及び其の他の国の軍船の如く、日本にて御定め御法御緩広に相成り、大ブリタニヤに、長崎の港及びいづ方かの港入帆の儀、御免許に相成り候や。大ブリタニヤと其の他の輩と合戦の時に当りて、双方の内いづれか破損の船修復等のため、或ひは軍戦に就きては、欠乏の品もこれ有る可く、夫等弁用の為、前文の港々に入帆致し、凡そ十四日位は、其の場所にて彼是都合いたし、或ひは双方分捕りの品船等困ひ置き候様の儀もこれ有る可く候事。

第三箇条　魯西亞国又は其の他の国の輩、此の末大ブリタニヤと合戦の事有りて、日本の港渚に来るに及んで、第一箇条の事叶はざるか、又は夫につき取計らひ方もこれ有るか、或ひは此の決定の第二箇条の事も叶はざるかの時宜に臨んでは、他の軍閥の敵船其の港内に入在し居て、惣ち夫等の儀叶はざる方の船寡多に限らず、直ちに進退の事に及び申す可く候。さてブリタニヤの軍船又は其の他の国の軍船たりとも、相互に合戦は致せども、日本の其の所々の首長御免許これ無きに於ては決して其の場所にて戦闘に及び候儀仕らざる義に御座候事。

附、日本儀渚に来るの趣意は、軍戦につき、欠乏、凌ぎの為に候事。

第四箇条　大ブリタニヤの軍船、日本の港渚に罷り出づるに及んで、漸々申し立て候通り、其の御国の法度に随ひ候義は顯然の事に候。然りと雖も御通信これ有り候国の船々の輩、士官其の外の人物、我等とは御差別これ有り、右は何国の人といへども、人は人にて、矢張り同様にこれ有り候へば、他の御通信これ有り候国の船士官其の外の人物に御免許に相成り候事は、矢張り我等の方にも御免許に相成る廉々これ有る可く候事。

第五箇条 此の談決の儀、曆数千八百五十五年第九月一日（安政二年七月二十日）までの定めにて、尚追つて右等の儀につき、此の度当長崎にて談判の儀、或ひは箇条増し候か、必ず改め候事もこれ有るか、右一件につきては、大ブリタニヤの女王詔して事を托し候人物等罷り出で、彼是御相談に及び、日本国帝と大ブリタニヤ女王との趣意につき、其の任を蒙り罷り出で申す可き事。

右談決の儀につきては、フランス国帝事も同意にこれ有る可く、右国帝は、当時の軍戦一件につき、エゲレス女王と同盟の国に御座候事。

右談判一件につきては、フランス国帝よりも、其の任を蒙る輩一人か、又は一両輩も差越し候儀これ有る可く候事。<sup>(22)</sup>

の条約文を提出している。

しかしこれに対し、水野筑後守は八月十四日（安政元年）八月十八日付けで回答し、

第一箇条 港を開くの儀、全く薪水・食糧其の外船中欠乏の品を弁じ、又は破船修覆の為とあれば、所を定めて入帆差免すべし。戦争の為の故とありては、承り届けがたし。

第二箇条 当時貴国と魯西亞と戦争あるが為に、港を開き度しとあれど、日本に於ては、海外万国もとより敵なし。しかるを今戦争によりて港を開く時は、魯西亞に限らず、其の余の国々を貴国の為に、新たに日本の敵となすの道理にて、是れより日本に戦争起り、数多の人々災ひにかかる事は<sup>てきせん</sup>的然なれば、諸国の平安を旨と致さるるブリタニヤ王に於ても、亦<sup>にく</sup>悪まるる所なるべし。戦争の為に開く港になき上は、敵より取り得る所の品、又は船等<sup>ひ</sup>

置く事なしがたし。

第三箇条 港を開くの趣意、前に述べたることくなれば、たとえ敵船と逢ふ事あるも、己に書面に述べらるることく、港内は勿論、日本の地方ちがた近き沖合にて、戦争は相成らず候事。

第四箇条 港内に入りては、日本の法を守らるるの旨は当然なれど、いづれの国にても取扱ひ振り同様に有り度くとの旨は心得がたし。其の訳は書面にも申さるる通り、人は人にて、何国も同様なれども、親子と他人との差別有るごとくなれば已すてに適商するの国と、左なき国とは、其の品かはるべし。

第五箇条 右等の条々承知致さるるの上は、今より後、日本の東西、長崎と箱館との両港へ船を寄するを定むべし。此の後、箇条を増し、又は改むる事もあるべしと、書面に見ゆれど、已に政府の命を請け定むる上は、たとへ此の上女王の使節来るあるも、此の大綱はかゆる事なし。

嘉永七甲寅年八月十八日<sup>(23)</sup>

と述べている。

いずれにしろ、当時日本は、長崎の出島のみを使い、オランダ人のみを欧米人との接触の窓口としており、当然のこととして、原語で、グロチウス（一五八三—一六四五）やバインカーシェーク（Cornelius Van Bynkershoek, 1673—1943）等の中立論を全くナマで読んでいたのであり、この時両者の通弁にあたったオランダ、カピタン、ドンクルキュルシユスも、オランダ語をせつせと、英語に訳してスターリングに伝えたようである。

勿論、当時でも英国に古くはオックスフォード教授ズーチ（Richard Zouche, 1590—1660）が出て、私法を得意としていたとは言え、すでに、*Jus et judicium fecciale, sive jus inter gentes* なる手書きの国際法教科書を公にしており、バツ

テル (Emerich de Vattel, 1714—66) の *Le Droit des gens* の英訳版等もしきりと出廻っていた頃である。

それでこそ、このようなスターリングをして、一瞬僻易させるような国際法の本論に則った回答書が、オランダ語でオランダ人を通じ、英訳の形で出たことになるのではなからうか。<sup>(24)</sup>

この回答書は、国際法上いろいろな意味で、当時としての傑作の一つであると言えるかと思う。

例えば、まずあげられるものとして、第一条で国際法なるものを平時国際法、戦時国際法の二つに区分している。

また第二条では、この条約で、英国は現実に戦争当事国の故に、戦時国際法の適用を受けるとしている。

更に第三条では、日本が局外中立国であることを、海外に宣言しているし、それにとどまらず、地方等じがたの言葉まで用いられており、国家主権が及ぶのは、領土のみならず、領海にまで及ぶことを明示している。

ここで言う地方とは、どう判断しても、今の領海のことを意味するものと思われる。

また一方四条では、条約法にのっとり、条約の遵守義務 (*Pacta sunt servande*) と、その当事国のみの拘束力 (*Pacta tertijs nec nocent nec prosunt*) を規定した。

おそらく、これは、グロチウスの「戦争と平和の法」を説き下したものと考えられるが、それにしても、この二大コロシアーをこの中に明示したのには何んとも恐れ入るところである。

勿論、川路聖謨はその点について何も明らかにしていない。記録ではただプチャーチンの言う国際法なるものの原則を刻明に筆記し、その後でやをらその矛盾をつき、反論したことになっている。

然し如何に考えてみても、当時のロシア語に対する読解力より判断し、ただそのみにてプチャーチンを論破したと考えるのは到底不可能に近い。当時日本での唯一の外国語とはオランダ語であるが、たまたま国際法や中立理論がオランダより発生し、その旗手がグロチウスやバインカーシェークであったこと等を考え合わせて、ある程度この種のもを原語

で読み下ろしていたとするのが筆者の結論である。

ルイズ パスツールの言葉を俟つまでもなく「偶然は用意の出来ているところにのみ恵まれる」のである。

当世風の人士と違い、川路の性格よりみて、十のことを二位に表現する謙譲の美徳の持ち主であったこと等を勘案し、どうみてもグロチウスやバインカーシェークを読み下ろしていたように思えてならない。

その点については次々論文位で追究してみたいと思う。とりわけオランダ語から英語、更にロシア語への翻訳プロセスでいく多の誤植を生んで行っている点も明らかにしてゆきたい。

#### 注

- (17) 川路聖謨日記、長崎日記、下田日記(東洋文庫12C)藤井貞文・川田貞夫補訂 一七四―一七六頁。
- (18) " 一七六―一七七頁。
- (19) Berber, F., *Volkrechtliche Verträge* (1980) S. 301―20. ほかによる。
- (20) 前掲書 大日本古文書史料による。 五二―五五二頁
- (21) 同 三〇―三二頁。
- (22) " 三〇―三五頁。
- (23) " 三〇―三八頁。
- (24) *Op. Cit.*, 509―510, 628―9.